

第11回 糸魚川市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 令和3年8月25日(火) 14時から
- 2 会場 糸魚川市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 井川 賢一
教育長職務代理 齋本 修一
委 員 谷口 一之
委 員 塚田 京子
- 4 欠席委員 委 員 齊藤 里沙
- 5 委員以外の出席者
教育次長 磯野 茂
こども課 課 長 磯野 豊 課長補佐 室橋 淳次
係 長 関澤 仁
こども教育課 課 長 富永 浩文 参 事 小野 聡
係 長 川原 隆行
生涯学習課 課 長 穂苅 真 課長補佐 磯貝 恭子
文化振興課 課 長 伊藤章一郎 課長補佐 伊藤 伸一
博物館 館 長 竹之内 耕
市民会館 係 長 榊 正喜
書記 こども課主査 佐藤 恵美
- 6 報 告
報告第 23号 感染症の集団発生について

報告第 24号 学校給食運営委員会委員の委嘱について

報告第 25号 各課・機関所管事項について
- 7 付議案件
議案第 46号 令和3年度糸魚川市一般会計教育費等補正予算(第4号)に関する
意見の申し出について

議案第 47号 教育長の辞職について

議案第 48号 教育委員の辞職について

8 会議録署名委員の指名 2番 谷口委員

9 傍聴者 3人

教育長	これより第11回教育委員会定例会を開会する。
教育長	本日の会議は、齊藤里沙委員から届出があり欠席である。 会議の進行についてお諮りする。議案第46号については、予算に係る案件であるため非公開としたい。これにご異議はないか。
委員	(「なし」の声あり。)
教育長	異議なしと認め、議案第46号については非公開とする。なお、非公開とする議案は、会議日程の順序を入れ替え、次回教育委員会定例会開催日予定とその他の後としたい。これにご異議はないか。
委員	(「なし」の声あり。)
教育長	異議なしと認め、今ほどの決定のとおり進める。 報告第23号感染症の集団発生について事務局の説明を求める。
こども課長	(資料に基づき説明)
教育長	今ほどの説明について、ご質疑はないか。
靄本委員	新型コロナウイルス感染症予防も含め、子どもたちの検温等の取組状況はどうか。
こども教育課参事	毎朝、家庭で検温して登校し、顔を映し検温する非接触型体温計を各校に2台配置し、学校でも検温を実施している。また、体調が悪い場合は、無理に登校しないよう保護者にも周知するなど、2学期も感染予防や健康観察を徹底する。
こども課長	幼稚園・保育園においても、登園については、同様な周知をしている。以前からも新型コロナウイルス感染症に関心が高く、家族に発熱者がいる場合は登園しないなど、意識する家庭は増えている。
教育長	報告第24号学校給食運営委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。
こども課長	(資料に基づき説明)
教育長	今ほどの説明について、ご質疑はないか。
靄本委員	運営委員の中に給食調理員も入れ情報交換する必要があると考えるが可能か。
こども課長	学校給食運営委員会の設置要綱では、委員は学識経験を有する方、学校長や教頭の代表、また保護者の代表、給食主任や養護教諭となっている。委員ではないが、調理員とは定期的に情報交換や意見

	交換できており、課題等も共有している。
靄本委員	給食業務は、異物混入やアレルギー対応等、多種多様の課題があり、調理員も会議に参加することでより連携ができるのではないかと。必要に応じ、事務局でしっかり検討する。
こども課長	報告第25号各課・機関所管事項について、事務局の説明を求める。
教育長	(資料に基づき説明) こども課 所管事項報告 こども教育課 所管事項報告 生涯学習課 所管事項報告 文化振興課 所管事項報告 図書館 所管事項報告 博物館 所管事項報告 市民会館 所管事項報告
教育長	今ほどの説明について、ご質疑はないか。
靄本委員	決算審査ではどのような指導事項があったか。
こども課長	特に指導事項はなかった。監査委員からは、職員数の減で委託料等物件費が増となる部分を減らす努力をしてほしいと意見があった。
教育次長	全体講評でも、特に個別の指導はなかった。
塚田委員	新型コロナウイルス感染による休校の基準や自主的に児童・生徒が休む場合の対応を教えてほしい。
こども教育課長	感染者が発生した場合は、保健所の指導により、濃厚接触者とその他接触者の特定があり、一定期間を休校し、校内の消毒等や接触者等の分析をする。感染した場合は出席停止で、接触者については、結果が判明するまで出席停止となる。職員については、出勤困難休暇での対応や職務専念義務の免除とする。児童や生徒が感染への心配から自主的に休む場合は校長の判断により、出席停止扱いとなる。
塚田委員	基礎疾患等があり、登校が不安な場合の欠席の取扱いはどうか。
こども教育課長	その場合も校長の判断により、出席停止扱いとなる。
靄本委員	子どもたちの感染リスクが高まる中、2学期が始まり、教職員も不安である。ワクチン未接種の教職員は、優先的に接種できるよう働きかけてほしい。
こども教育課参事	ワクチン接種予約の当日キャンセル分を優先的に接種できるよう対応している。また、先日、学校や保育園を優先した集団接種も実施され接種が進んでいる。
靄本委員	それは教育補助員も対象となっているか。
こども教育課参事	各学校で調整し、対応できる範囲で接種している。
靄本委員	幼稚園や保育園での接種状況はどうか。
こども課長	学校と同様、キャンセル分や集団接種により接種を進めている。

靄本委員	学校関係者の接種を進め、安心して学校生活を送れるよう働きかけてほしい。
塚田委員	中学生も接種対象となるが、事情によりワクチン接種できない場合もある。ワクチン接種に関係する差別がないよう配慮してほしい。
こども教育課長	接種券配布に伴い、接種や体調不良等での欠席の取扱等は各学校で周知している。また、接種しないことでの差別等も防止に努めていきたい。
靄本委員	秋の各種イベントが中止となり、非常に残念である。コロナ禍でのイベント開催等の条件が整理されていたが、今後のイベントについても開催条件等は検討されているか。
教育次長	基本的に市民限定にし、規模を縮小しながら、感染予防対策を徹底のうえ実施しているが、感染状況も見ながら検討する。
博物館長	フォッサマグナミュージアムの入館者については、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置対象地域からの入館を控えるよう掲示やホームページに掲載している。
市民会館係長	市民会館も同様である。引き続き手指消毒や体温測定、また座席は半分以下で対応している。
谷口委員	体育祭や文化祭などの学校行事は実施予定か。陸上大会をはじめ秋の大会も中止となった。工夫をして記録会等の代替イベントを考えてほしい。
こども教育課参事	学校での新しい生活様式を取り組みながら、学校規模により工夫し、できる限り実施できるように、教育委員会からもフォローしていく。
靄本委員	博物館で教育関係団体の来館者が増えているが、修学旅行が多いのか。総合学習の目的での来館もあるか。また、どのような学習をしていくのか聞かせてほしい。
博物館長	修学旅行のほかに長野方面からは夏季の臨海学校の代替で来館する団体が多い。この半数に学芸員が案内や解説の対応をしている。
靄本委員	来館団体が増えると学芸員の負担も増えると思うが対応可能か。
博物館長	館内案内や解説だけでなく、大きい負担となっていた石の鑑定は、新型コロナウイルス感染防止対応として、土日限定の予約制で対応している。新型コロナウイルス感染が終息後もこの体制を継続することで対応可能と考える。
教育長	学芸員を昨年度2名採用した。市役所本庁舎で経験を積んでから博物館配置の予定である。
谷口委員	全国高校総合体育大会に合わせ、市民総合体育館の設備も整備され、他の大会開催も可能となったが予定はあるか。
生涯学習課長	現段階で特に予定はないが、ギャラリーの利用や駐車場も拡張され、今後スポーツだけではなく、文化的な事業も実施可能である。
靄本委員	高校生のスマートフォンボランティア養成講座について、非常に

小さな取組であるが、大変大きな意義がある。高校生が自分たちの果たす役割を自覚し、地域貢献につなげていける。また、地域の高齢者も喜び、地域での人間関係づくりが円滑に進んでいく。スマートフォンと違う分野でも、高校生のアイデアを実践につなげてほしい。

塚田委員
生涯学習課長

高校生の地域での活動を大きくPRしてほしい。

スポーツや文化の分野だけでなく、こういった活躍を広報紙で特集を組むなど、広く周知していきたい。

教育長
塚田委員
生涯学習課長補佐

高校生と地域住民が関わる場について、ぜひ継続してほしい。

土曜学習塾に能生地域がない理由はあるか。

昨年の冬休みに合わせ能生地域や青海地域で試行したころ、能生地域では児童館が利用でき、そこでの活動の習慣もあるため、現在は糸魚川会場と青海会場での実施となっている。利用者はまだ少ないが、子どもの居場所づくりと支援者の輪を広げていきたい。

教育次長

次回教育委員会定例会開催日
令和3年9月29日（水）15時から

その他 特になし

教育長

これより非公開とする。

議案第46号 原案のとおり承認

議案第47号 原案のとおり承認

議案第48号 原案のとおり承認

教育長

これより非公開を解き、公開とする。

教育長

教育長職務代理者である靄本委員が8月29日付で辞職される見通しとなったため、8月30日付で新たな教育長職務代理者を指名しておく。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と定められている。この規定に基づき、谷ロー之委員を教育長職務代理者に指名する。

以上で第11回教育委員会定例会を閉会する。

15:20 終了